

2023 年度 NPO 関連予算の特徴		まちづくりの推進、観光の振興等に関する事業を中心に引き続き計上										
連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	2023 年度 予算額	2022 年度 予算額 [うち 2023 年度使用 見込残額]	補助率 上限額	実地主体	公募 スケジュール	申請方法	照会窓口 (含むメールアドレス)	2022 年度 NPO への 実績	備考
1	所有者不明土地等 対策事業費補助金	継続	所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化並びに土地の所有者の効果的な探索を図るため、地方公共団体が策定する所有者不明土地対策計画に基づく事業を所有者不明土地利用円滑化等推進法人や民間事業者等(NPO を含む)が実施する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	60	70	【地方公共団体が行う事業】 1/2 以内 [直接補助] 【推進法人、民間事業者等が行う事業】 1/3 以内 [間接補助]	地方公共団体、所有者不明土地利用円滑化等推進法人、民間事業者等(NPO を含む)	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	不動産・建設経済局 土地政策課 03-5253-8111(内線 30643) hatsutori-t8311@mlit.go.jp	NPO への補助: 1 団体へ 1 件	No.1
2	都市防災総合推進事業	継続	密集市街地や津波発生時に大規模な災害が想定される等の防災上危険な市街地における都市の防災性向上や住民の防災に対する意識向上を図ることを目的に、地方公共団体が策定する事業計画に基づいた都市防災に関する事業を民間事業者等(NPO を含む)が実施する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	地方公共団体から交付金の交付を受けて本事業を実施する団体等に対する地方公共団体の補助に要する費用の 1/2 又は当該事業に要する費用の 1/3 のいずれか低い額 [間接補助]	地方公共団体等(NPO を含む)	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 都市安全課 03-5253-8111 (内線 32334) fujita-k2ej@mlit.go.jp	なし	No.2
3	官民連携まちなか再生推進事業	継続	多様な人材の集積や様々な民間投資を惹きつけ、都市の魅力・国際競争力の向上を図るため、官民の多様な人材が参画するエリアプラットフォーム(NPO を含む場合がある)の構築やまちなかの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、将来像を実現するための取り	315	544	【エリアプラットフォーム活動支援事業】 ①エリアプラットフォームの構築及び未来ビジョン等の新規策定: 定額(上限 1 千万円)[直接補助] ②未来ビジョン等の改定、シティ	【エリアプラットフォーム活動支援事業】 エリアプラットフォーム、地方公共団体	令和 4 年 12 月 23 日～令和 5 年 1 月 2 0 日(令和 5 年度予算要求分)	【エリアプラットフォーム活動支援事業】 地方公共団体を通じて、地方整備局等に提出	都市局 まちづくり推進課 03-5253-8111 (内線 32563、32575) ishii-k2er@mlit.go.jp suwa-t2kj@mlit.go.jp	NPO への補助: 3 団体(当初 2 団体、補正 1 団体)	No.3

			組み等(エリアプラットフォーム活動支援事業)、及び民間まちづくり活動における先進団体が実施する普及啓発の取り組み(普及啓発事業)に支援を行う。			プロモーション・情報発信、社会実験・データ活用:1/2[直接補助] ③交流拠点施設整備:1/3[直接補助] ④国際競争力強化拠点形成、地方都市イノベーション拠点形成: 定額、1/2【直接補助】 【普及啓発事業】 定額[直接補助]	(エリアプラットフォームの構築の準備段階の場合のみ) 【普及啓発事業】 都市再生推進法人、民間事業者等		【普及啓発事業】 地方整備局等に提出			
4	まちなか公共空間等活用支援事業	継続	都市再生推進法人がベンチの設置や植栽等(カフェ等も併せて整備)により交流・滞在空間を充実化する事業に対し、(一財)民間都市開発推進機構が低利貸付により金融支援を行う。	1	17	総事業費の1/2[支援限度額]	都市再生推進法人	—	(一財)民間都市開発推進機構に申請	都市局 まちづくり推進課 03-5253-8111 (内線 32532、32533) okada-t2mp@mlit.go.jp yokota-y2x4@mlit.go.jp	なし	No.4
5	都市安全確保促進事業	継続	大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続を図るため、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策を推進する。	76	80	1/2、1/3	市町村、都道府県、法律に基づき組織された協議会、帰宅困難者協議会、都市再生推進法人(都市再生推進法人は計画素案の作成に限る)	令和4年12月23日~令和5年1月20日(令和5年度予算要求分)	地方公共団体を通じて、地方整備局等に提出	都市局 まちづくり推進課 03-5253-8111 (内線 32563) ishii-k2er@mlit.go.jp	なし	No.5
6	まちづくりファンド支援事業	継続	クラウドファンディングやふるさと納税などの「志ある資金」を活用したまちづくり事業に対して、(一財)民間都市開発推進機構がまち	100	100	○クラウドファンディング型のうち最も少ない額 ①1億円	民都機構からファンドへの支援	—	(一財)民間都市開発推進機構に申請	都市局 まちづくり推進課 03-5253-8111	なし	No.6

			づくりファンドの仕組みを通じて金融支援等を行う。			②地方公共団体の拠出金額 ③総資産額(民都機構拠出分を含む)の1/2 ○共助推進型 地方公共団体の拠出金額[支援限度額]	公益信託、公益法人、地方公共団体が設置する基金、市町村長が指定するNPO等			(内線 32532、32533) okada-t2mp@mlit.go.jp yokota-y2x4@mlit.go.jp		
7	都市再開発支援事業	継続	地区再生計画作成費、コーディネート業務に要する費用及びまちづくりNPO等が行う街区整備計画案作成費等に対して補助を行う。	※1	※1	1/3等 [間接補助] (上限額 総事業費 50,000 千円)	地方公共団体、再開発準備組織、まちづくりNPO等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 市街地整備課 03-5253-8111 (内線: 32745) midorikawa-k25h@mlit.go.jp	なし	No.7
8	都市再生整備計画事業	継続	市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。	※1	※1	補助基本額を2/3とし交付率40%等 [間接補助] (上限額 建築物整備費 21 億円 ／1箇所 等)	市町村、NPO等	交付先の各市町村において決定	交付先の各市町村において決定	都市局 市街地整備課 03-5253-8111 (内線 32737) takabatake-y86df@mlit.go.jp	※2	No.8
9	都市構造再編集中支援事業	継続	「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。	(70,000 の内数)	(74,840 の内数)	補助基本額を2/3とし国費率50%等 [直接補助、間接補助] (上限額 建築物整備費 21 億円 ／1箇所 等)	地方公共団体、NPO等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 市街地整備課 03-5253-8111 (内線 32737) takabatake-y86df@mlit.go.jp	※2	No.9
10	都市・地域交通戦略推進事業	継続	徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間などからなる都市の交通システムを明確な政策目的に基づいて、総合的に整備しようとする地方公共団体、NPO等に対して支援を行い、都市交通の	※1	※1	1/3以内 [間接補助]	地方公共団体、NPO等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 街路交通施設課 03-5253-8111 (内線 32834) nagahara-s84ea@mlit.go.jp	なし	No.10

			円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編により、都市再生を推進する。									
11	まちなかウォークアブル推進事業	継続	車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業	589	360	1/2 [直接補助] (上限額 建築物整備費 21 億円 ／1箇所 等)	民間事業者等	—	所在する市町村と計画策定の調整を行ったうえで、地方公共団体を通じて申請	都市局 街路交通施設課 03-5253-8416 (内線 32848) urai-k2cx@mlit.go.jp	なし	No.11
12	市民緑地等整備事業	継続	市町村長より緑地保全・緑化推進法人又は都市再生推進法人の指定を受けた NPO 等が、市民緑地契約に係る緑地又は認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づく緑地、緑地保全地域等の土地に係る管理協定に基づき行う既存緑地の公開のために必要な施設を整備する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	1/3 以内 [間接補助]	地方公共団体、緑地保全・緑化推進法人、都市再生推進法人	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8419 (内線 32953) nagao-j8910@mlit.go.jp	※2	No.12
13	都市公園事業	継続	市町村が作成し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」に基づいて実施する都市公園事業について、NPO 等の歴史的風致維持向上支援法人が地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保全・活用に資する都市公園の整備を行う際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	1/3 以内 [間接補助]	地方公共団体、歴史的風致維持向上支援法人	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8419 (内線 32953) nagao-j8910@mlit.go.jp	※2	No.13
14	グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	継続	市町村が作成した「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画」に基づいて実施する官民連携によるグリーンインフラの取組について、NPO 等の民間事業者が実施する民間建築物の緑化等について、その費用の一部を支援する。	329	250	1/2 以内 [直接補助]	民間事業者等	令和 5 年 2 月上旬頃締切(令和 5 年度予算要求分) ※具体的な	グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画を作成した地方公共団体に申請	都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8419 (内線 32953) nagao-j8910@mlit.go.jp	なし	No.14

								期日は申請を受ける各地方公共団体が設定				
15	市民農園等整備事業	継続	市町村長より緑地保全・緑化推進法人の指定を受けたNPO等が、都市農地賃借円滑化法等により生産緑地を借りて市民農園を開設するために必要な施設を整備する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	1/3以内 [間接補助]	地方公共団体、緑地保全・緑化推進法人	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8419 (内線 32953) nagao-j8910@mlit.go.jp	※2	No.15	
16	河川協力団体制度	継続	“自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等を河川協力団体として指定を行い、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、地域の実情に応じ多岐にわたる河川管理の充実を図るもの。自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等を河川協力団体として指定を行い、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、地域の実情に応じ多岐にわたる河川管理の充実を図るもの。	(876,670 の内数)※ 3	(873,287 の内数)※ 3	NPOに対して河川法第99条に基づき、河川管理施設の維持や除草等を委託するものであり、委託費用は全額河川管理者が負担する(NPOの活動に対する補助制度ではない)	国、地方公共団体	—	各河川管理者(国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局)に対して申請書を提出。	水管理・国土保全局河川環境課 (内線 35433) sakamoto-i85aa@mlit.go.jp 各河川管理者(国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局)	なし	No.16
17	居住支援協議会等活動支援事業	継続	居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して補助を行う。	(1,050 の内数)	(1,472 の内数)	10/10 (定額補助) [直接補助]	民間事業者、NPO法人等	4月から公募開始予定(補助事業者において公募を実施予定)	補助事業者HPにて手続きを公表し受付	住宅局 安心居住推進課 03-5253-8111 (内線 39834) nakada-y28x@mlit.go.jp	POへの補助R4年度:90件 ※事業中につき、執行額未確定	No.17
18	スマートウェルネス住宅等推進事業	継続	高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境(スマートウェルネス住宅)を実現するた	(18,310 の内数)	(21,160 の内数)	1/10,1/3等 [直接補助]	民間事業者、NPO法人等	補助事業者において公募を実施	補助事業者において受付	住宅局 安心居住推進課 03-5253-8111	NPOへの補助 R4年度:13	No.18

			め、サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット登録住宅の整備、先導的な住環境整備、子育て世帯等のための支援施設等の整備を伴う市街地再開発事業及び子どもの安全・安心に資する共同住宅の整備等に対して支援する。							(内線 39854) noguchi-y29i@mlit.go.jp	件 ※事業中 につき、執行額未確定	
19	基本計画等作成等事業	継続	国土交通省は、市街地再開発事業に関連する計画策定等を推進し、市街地再開発事業等の計画的かつ総合的な実施を図る事業に対し補助を行う地方公共団体に対して補助を行う。 地方公共団体は基本計画等作成等事業を行う、市町村協議会等(NPO 法人を含む場合がある)に対して補助を行う。	社会資本整備総合交付金 (549,190 百万円)の内数 防災・安全交付金 (831,299 百万円)の内数	社会資本整備総合交付金 (610,797 百万円)の内数 防災・安全交付金 (1,100,897 百万円)の内数	1/3 [間接補助]	地方公共団体、協議会組織、再開発準備組織等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	住宅局 市街地建築課 03-5253-8111 (内線 39654) kurakami-y2bh@mlit.go.jp	地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を受けていない。	No.19
20	住宅市街地総合整備事業	継続	国土交通省は、関係機関・地域住民との調整業務、まちづくり協議会等(NPO を含む場合がある)の運営・活動(勉強会、資料収集等)、協議会が委託するコンサルタント派遣等に要する費用に対し補助を行う地方公共団体等に対して補助を行う。 地方公共団体等は民間事業者等(NPO を含む)が行う上記事業に対して補助を行う。	(48,686 の内数) 社会資本整備総合交付金 (549,190 百万円)の内数	(61,480 の内数) 社会資本整備総合交付金 (610,797 百万円)の内数	1/2、1/3 等 [間接補助] (上限額 年 12,360 千円/地区等)	地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	住宅局 市街地住宅整備室 03-5253-8111 (内線 39678) matsuhashi-h2gf@mlit.go.jp	地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を受けていない。	No.20
21	マンション管理適正化・再生推進事業	継続	全国のマンションに共通する高齢化や区分所有者の高齢化等に伴う課題の解決を促進するため、地方公共団体等(NPO を含む)によるマンションの管理適正化・再生推進に向けた先進的な活動や各種制度の普及・周	201	201	10/10 (定額補助) [直接補助] (上限額 1 事業主体あたり 10,000 千円 等)	地方公共団体、マンション管理組合の活動を支援する法人等	令和 5 年 2 月より順次公募開始予定	国土交通省HPにて手続きを公表し、参事官(マンション・賃貸住宅担当)付にて受付	住宅局 参事官(マンション・賃貸住宅担当)付 03-5253-8111 (内線 39914)	なし	No.21

			知活動に対して補助を行う。							hqt-mansion.chintai@gxb.mlit.go.jp		
22	広域周遊観光促進のための観光地域支援事業等	継続	地方部への誘客を図りつつ、旅行者の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人(DMO)が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行う。	(763 の内数)	(763 の内数)	定額(調査・戦略策定) 事業費の 1/2(滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信) ※継続事業については 2 年目:2/5、3 年目:1/3	登録 DMO が定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体(登録 DMO、地方公共団体)	令和 4 年 11 月上旬～12 月中旬:事業計画(案)募集期間 令和 5 年 2 月上旬～2 月下旬:事業計画募集期間	地方運輸局等を通じて申請	観光庁観光地域振興課 03-5253-8111 (内線 27733) imura-s2xn@mlit.go.jp kobayashiy2yp@mlit.go.jp mizuno-a2v5@mlit.go.jp	なし	No.22
23	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	終了	人口減少・少子高齢化が進む中山間地域などにおいて、生活圏の維持・再生を図るため、子育て、買い物、防災機能など複数の生活サービス機能を集約した「小さな拠点」の形成を支援。 また、テレワーク等の新しい働き方に対応した施設・設備の整備について支援。	—	(17 の内数)	【市町村が行う事業】 1/2 以内 [直接補助] 【NPO 法人等が行う事業】 1/3 以内 [間接補助]	市町村、NPO 法人等	—	—	国土政策局 地方振興課 03-5253-8111 (内線 29542) yokoyama-t27g@mlit.go.jp	なし	—
予算額合計(内数事業除く)			—	1671	1622	—	—	—	—	—	—	—
2023 年度使用見込残額合計			—	—	[]	—	—	—	—	—	—	—
2023 年度実質予算額合計			—	1671	—	—	—	—	—	—	—	—

※1 社会資本総合整備事業（令和 5 年度 13,805 億円、令和 4 年度 17,117 億円）の内数。

※2 地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を受けていない。

※3 この予算のほか、社会資本総合整備事業の内数での事業実施もある。

《記載要領》 [2023 年度 NPO 関連予算の特徴欄]には、2022 年度と比べた 2023 年度 NPO 関連予算全体の特徴等を記載して下さい。

[対象事案] NPO に資する事業(NPO が手挙げ(参入)出来る事業及び NPO のための研修等の事業)とします。これに該当する事業は全て記載し、該当しない事業は記載しないで下さい。なお、2022 年度で“終了”し 2023 年度は実施しない事業でも、前年度と対比するために、漏れなく記載して下さい。期の途中で新たに予算化された事業も記載して下さい。

[新・継区分欄] 当該事業の区分(“新規”、“継続”、“名称変更”、“統廃合”、“終了”のいずれか一つ)を必ず記載して下さい。なお、“名称変更”、“統廃合”の場合は、旧事業や

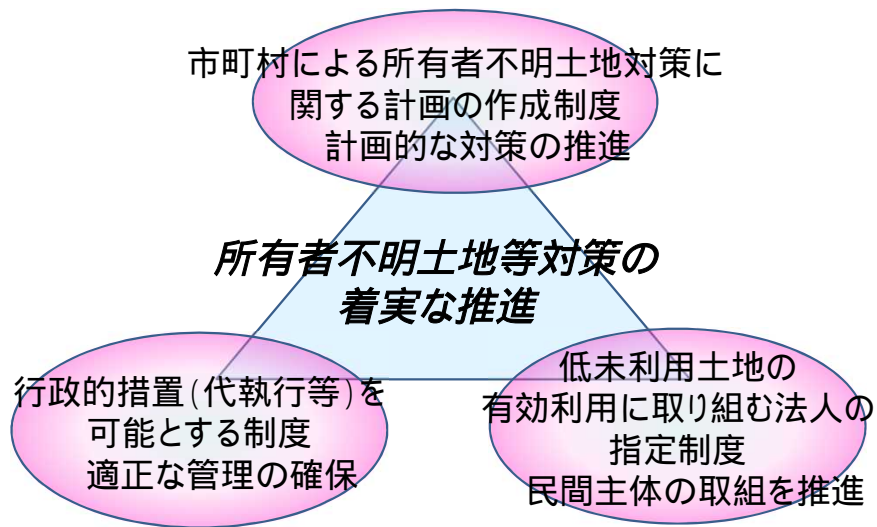
廃止した事業も同じ行に記載し(予算額は合算)、2022年度のどの事業(名称)であったか等を備考欄に付記して下さい。

[予算額欄] 2023年度予算額欄には直近の政府案、2022年度予算額欄には補正予算を含んだ額を記載して下さい。うち補正予算等で2023年度使用できる見込残額がある場合は、下段に[]括弧で囲みその予算額も表記して下さい。予算計上された年度をベースに記載して下さい。なお、NPOが手挙げ(参入)出来るのは、その予算額全額に対してではなく一部であり、額が事業毎にどうしても区分できない場合は、()括弧で囲み(〇〇の内数)と表記して下さい。

[最後の合計欄]2023年度予算額欄と2022年度予算額欄の縦罫を合計した予算額合計を記載して下さい。ただし、内数事業(2023・2022年度のいずれかが内数事業を含む)の場合は、合計するときのみ2023・2022年度ともその額を除いて下さい。なお、2023年度実質予算額合計欄には、2023年度予算額合計+うち2023年度使用見込残額合計の合計を記載して下さい。

所有者不明土地等の利用の円滑化や管理の適正化等を図るため、改正所有者不明土地法に基づいて市町村や民間事業者等が実施する所有者不明土地等の所有者探索、事業コーディネート、管理不全状態の解消等に対する補助を行う。

改正所有者不明土地法における新制度



有効利用されていない土地



コンクリート擁壁が
手入れされていない土地

所有者不明土地等対策事業費補助金の概要

施行者： 地方公共団体、推進法人 等
市町村により指定された、低未利用土地の有効利用等に取り組む法人

補助対象：

- 「所有者不明土地対策計画」に基づく以下の取組
- ・土地に関する実態把握
 - ・土地の所有者の探索や、土地の利活用のための手法等の検討
 - ・土地の管理不全状態の解消
(門、塀等の工作物や樹木の除去等) 等

補助率：

- ・地方公共団体が施行者の場合：1/2
- ・推進法人等が施行者の場合：1/3 (地方公共団体負担1/3)
- 推進法人等への補助は間接補助となりますので、市町村において補助制度を設けていただく必要があります。

地方公共団体負担分について特別交付税を措置(措置率最大1/2)

都市防災総合推進事業の概要

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

都市防災総合推進事業の概要 事業主体：市町村、都道府県等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率
災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1 / 3 ¹
盛土による災害防止のための調査	・盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握のために必要な調査	1 / 3
住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1 / 3 ¹
事前復興まちづくり計画策定支援	・事前復興まちづくり計画策定	1 / 3
地区公共施設等整備	・地区公共施設(避難路、避難地(避難地に設置する防災施設を含む))	用地 1 / 3 工事 1 / 2 ^{1 2}
	・地区緊急避難施設(指定緊急避難場所(津波避難タワー、避難センター等)、避難場所の機能強化(防災備蓄倉庫、非常用発電施設、感染症対策に資する設備等))	用地 1 / 3 工事 1 / 2 ^{1 2}
都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1 / 3
		工事 1 / 2 ¹
木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	1
被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設、地区緊急避難施設	1 / 2
	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1 / 3 ¹

地区要件

施行地区	< 事業メニュー ~ >
	災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域 ³ 、重点密集市街地を含む市、DID地区
	< 事業メニュー >
	大規模地震発生の可能性の高い地域 ³ 、重点密集市街地を含む市、DID地区、三大都市圏既成市街地、政令市、道府県庁所在市
	< 事業メニュー > 重点密集市街地
< 事業メニュー >	
激甚災害による被災地等	
事前復興まちづくり計画に基づく事業を実施する市町村 ⁴	

- 3：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
 4：地域防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村



津波避難タワー



避難センター



備蓄倉庫



避難場所に向かう避難路



避難地となる公園

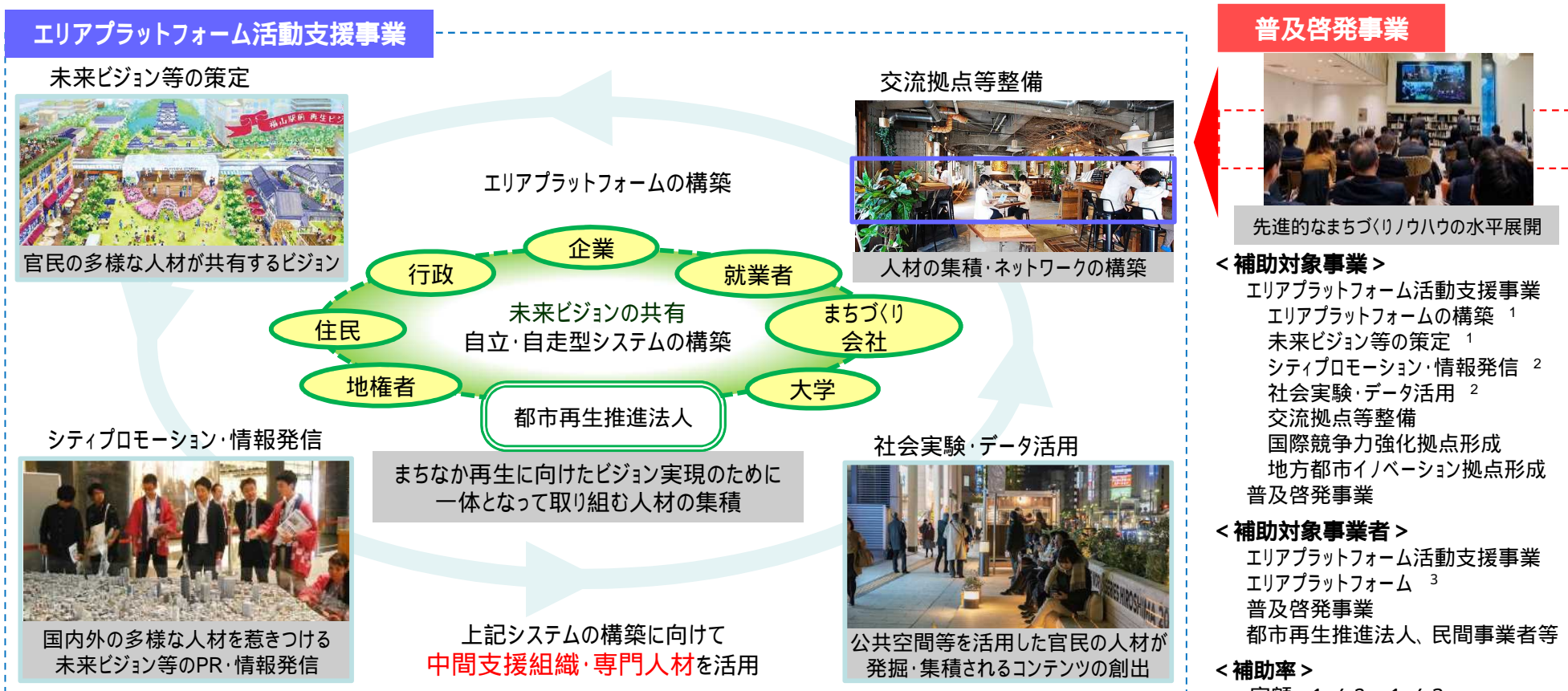


沿道建築物の不燃化

1：間接補助があるものについては、地方公共団体の補助に要する費用の1/2又は当該事業に要する費用の1/3のいずれか低い額とする。ただし、の工事費については事業費の1/2
 2：南海トラフ特措法又は日本海溝・千島海溝特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2/3

官民の様々な人材が集積する**エリアプラットフォームの構築**やエリアの将来像を明確にした**未来ビジョンの策定**、ビジョンを実現するための**自立・自走型システムの構築**に向けた取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図る。

未来ビジョン策定とビジョン実現のための自立・自走型システムの構築への支援



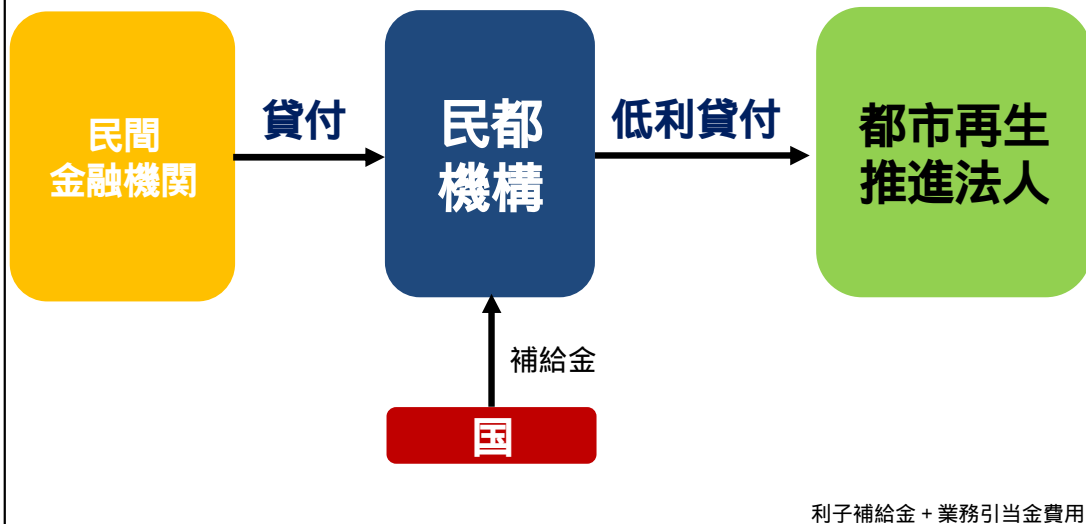
1：新規に取り組む「エリアプラットフォーム構築」と「未来ビジョン等策定」については、単年度あたり合計1,000万円を上限とする。（最大2年間 ただし、試行・実証実験を行いながら、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたビジョンを策定するものに限り、最大3年間）

2：1事業あたり1年間に限る。 3：「エリアプラットフォーム構築」及び「未来ビジョン等策定」における準備段階においてのみ、市区町村を補助対象とすることができる。

まちなか公共空間等活用支援

市町村が定める「滞在快適性等向上区域（まちなかウォークアブル区域）」において、都市再生推進法人がベンチの設置や植栽等（カフェ等も併せて整備）により交流・滞在空間を充実化する事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構が長期にわたる低利貸付を行うことにより事業の円滑化を図り、「居心地が良く歩きたくなる」空間の実現に貢献。

スキーム

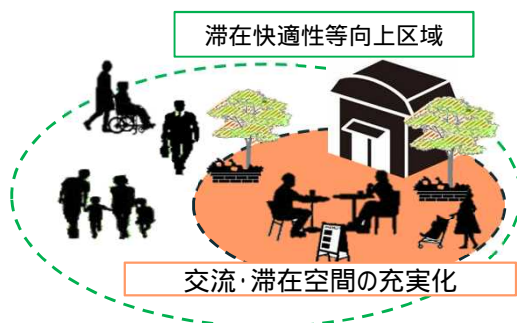


主な要件

- 支援対象者：都市再生推進法人
- 貸付対象事業：ベンチの設置、植栽等（カフェ等も併せて整備）により交流・滞在空間を充実化する事業
- 貸付限度額：総事業費の1/2
- 貸付期間：最長20年
- 事業要件：
 - ・「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）内で行われる事業であること
 - ・都市開発事業（建築物及び敷地の整備に関する事業で公共施設の整備を伴うもの）に該当すること

制度活用イメージ

- 市町村が定める「滞在快適性等向上区域（まちなかウォークアブル区域）」において、カフェ等の整備と併せて、広場や歩道空間におけるベンチの設置や植栽等を行う事業



支援事例1：商業施設のリニューアル

むつ松木屋商業施設ウォークアブル改修事業（青森県むつ市）

- 商業施設のリニューアルに伴い、道路に面した部分について 店舗内部のオープンスペース化、外壁のガラス張り化や修景、および、歩行空間の創出・整備やベンチの設置等を実施



出典：民間都市開発推進機構HPより

東日本大震災において首都圏で約515万人におよぶ帰宅困難者が発生し大きな混乱が生じたこと等を踏まえ、都市機能が集積した地域における大規模な震災の発生が社会経済に与える影響に鑑み、都市再生緊急整備地域及び主要駅・中心駅周辺地域の滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策への支援を実施。 【平成24年度創設】

計画作成及び計画に基づくソフト・ハード両面の取組に対して国が支援

都市再生緊急整備地域 + 主要駅・中心駅周辺地域

補助事業者：市町村（特別区含む。）、都道府県、都市再生緊急整備協議会、帰宅困難者対策協議会、都市再生推進法人

都市再生緊急整備協議会・帰宅困難者対策協議会

【構成員】

- ・国、都道府県、市町村
- ・大規模ビル等所有者
- ・鉄道事業者 等



補助率：1 / 2

< 都市再生安全確保計画・エリア防災計画の作成 >

- ・退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備及び管理
- ・災害時に実施する事務（退避誘導、情報収集・提供、備蓄物資提供等）の内容
- ・平常時に実施する訓練の内容 等

協議会開催
計画作成

- ・専門家の派遣
- ・勉強会、意識啓発活動
- ・官民・民協定の締結に係るコーディネート 等

計画に基づく
ソフト・ハード両面の対策

補助率：1 / 2

ソフト対策

避難訓練、情報伝達ルール、備蓄ルールの確立、退避方法や退避施設の確保等に関するルールの作成 等



補助率：1 / 3

ハード対策

防災備蓄倉庫、非常用通信・情報提供施設、非常用発電機の整備 等



注) ただし、建築物の躯体工事を伴わないものに限る。

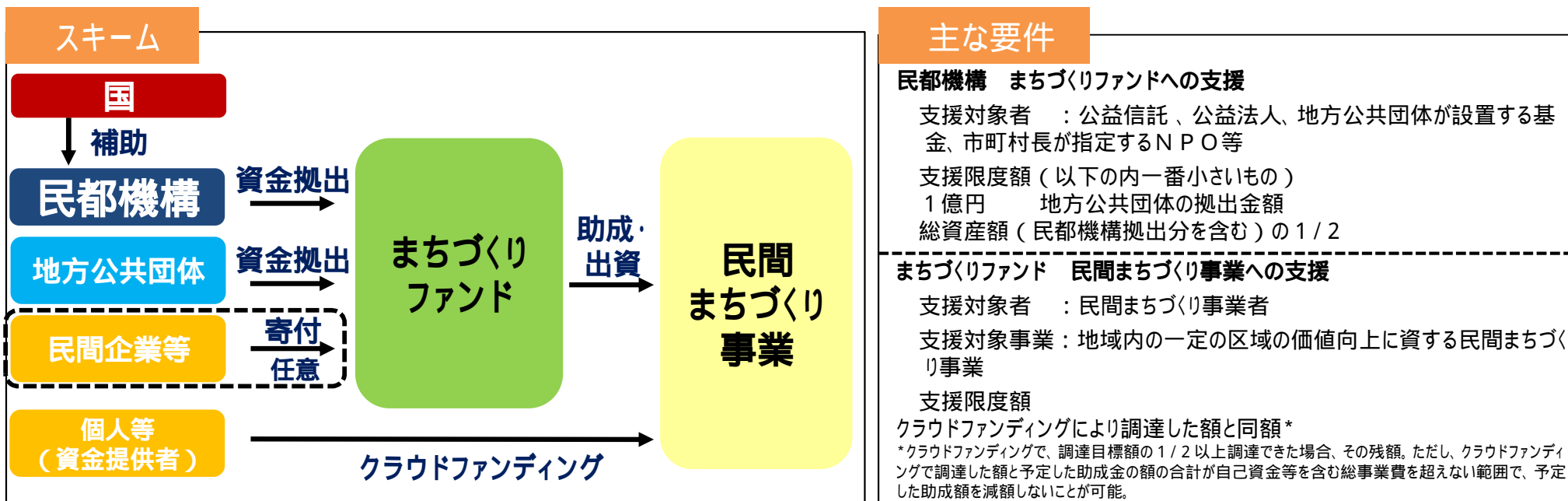
都市再生緊急整備地域：都市再生特別措置法に基づき、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として指定された地域。
(令和4年10月末時点で52地域)。

主要駅周辺：1日あたりの乗降客数が30万人以上の駅周辺。

中心駅周辺：指定都市及び特別区内にあっては、1日あたりの乗降客数が20万人以上の駅周辺（駅から概ね半径2キロメートルの範囲内）、
中核市、施行時特例市及び県庁所在都市にあっては、当該市内において乗降客数が最も多い駅周辺（駅から概ね半径2キロメートルの範囲内）。

クラウドファンディング型まちづくりファンド支援事業

クラウドファンディングなどの「志ある資金」を活用した観光振興や歴史的施設の保全等のまちづくりを、まちづくりファンドを通じて支援。



制度活用事例

支援事例1：シェアハウス

市民財団まちづくりファンド（石川県小松市）

- 空家を改修し、外国人留学生等のシェアハウスとして活用。



出典：民間都市開発推進機構HPより

支援事例2：カフェ

なごや歴史まちづくり基金（愛知県名古屋市）

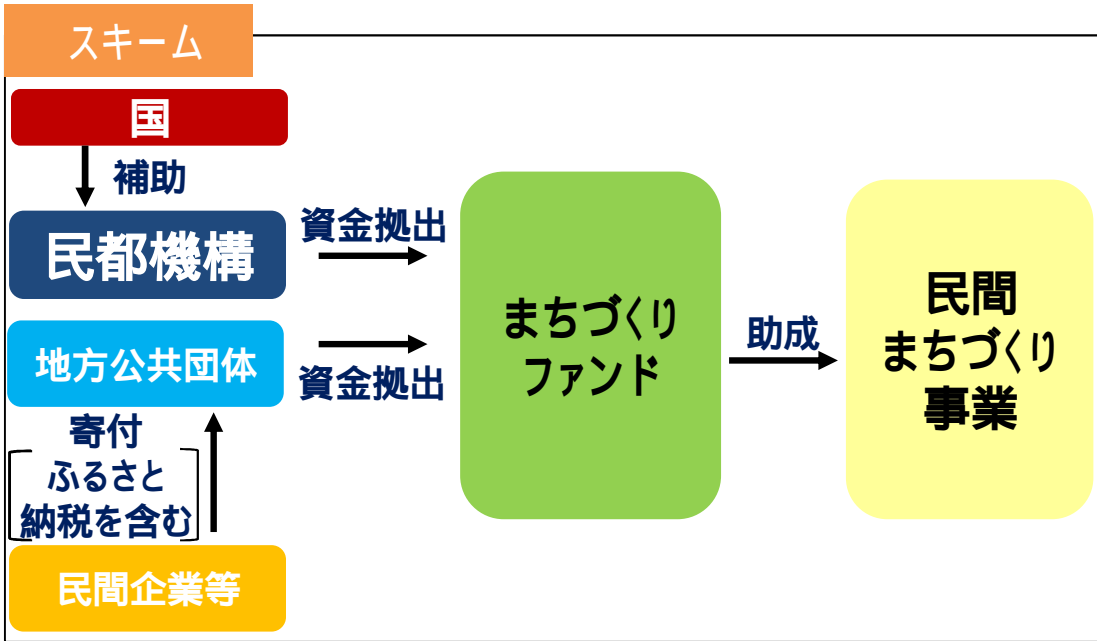
- 江戸時代からの街並みが残る重要伝統的建造物群保存地区の有松で、築100年の空家をカフェに再生。



出典：民間都市開発推進機構HPより

共助推進型まちづくりファンド支援事業

活動や取組自体への共感を持つ人々の寄付（ふるさと納税）等の「志ある資金」による資金拠出を受けながら、一定エリア内で自立的に行われるまちづくり活動を、民都機構のまちづくりファンドの仕組みを通じて支援。（令和4年度創設）



主な要件

民都機構 まちづくりファンドへの支援
 支援対象者：公益信託、公益法人、地方公共団体が設置する基金、市町村長が指定するNPO等
 支援限度額
 地方公共団体の拠出金額

まちづくりファンド 民間まちづくり事業への支援
 支援対象者：民間まちづくり事業者
 支援対象事業：都市利便増進協定等に基づく民間まちづくり事業
 *都市利便増進協定、都市再生整備歩行者経路協定、低未利用土地利用促進協定、立地誘導促進施設協定、跡地等管理協定

制度活用イメージ

支援事例 馬場川通りアーバンデザイン改修プロジェクト（群馬県前橋市）

- 前橋市アーバンデザイン「都市の便利さと、自然と暮らす居心地の良さを兼ね備えたまちづくり」を先導的に創出するプロジェクト。
- 馬場川通りの遊歩道公園の親水化や車道の高質化等の事業への助成を通じ、地域の賑わい創出に貢献。



支援イメージ 旧喰丸小学校改修工事（福島県昭和村）

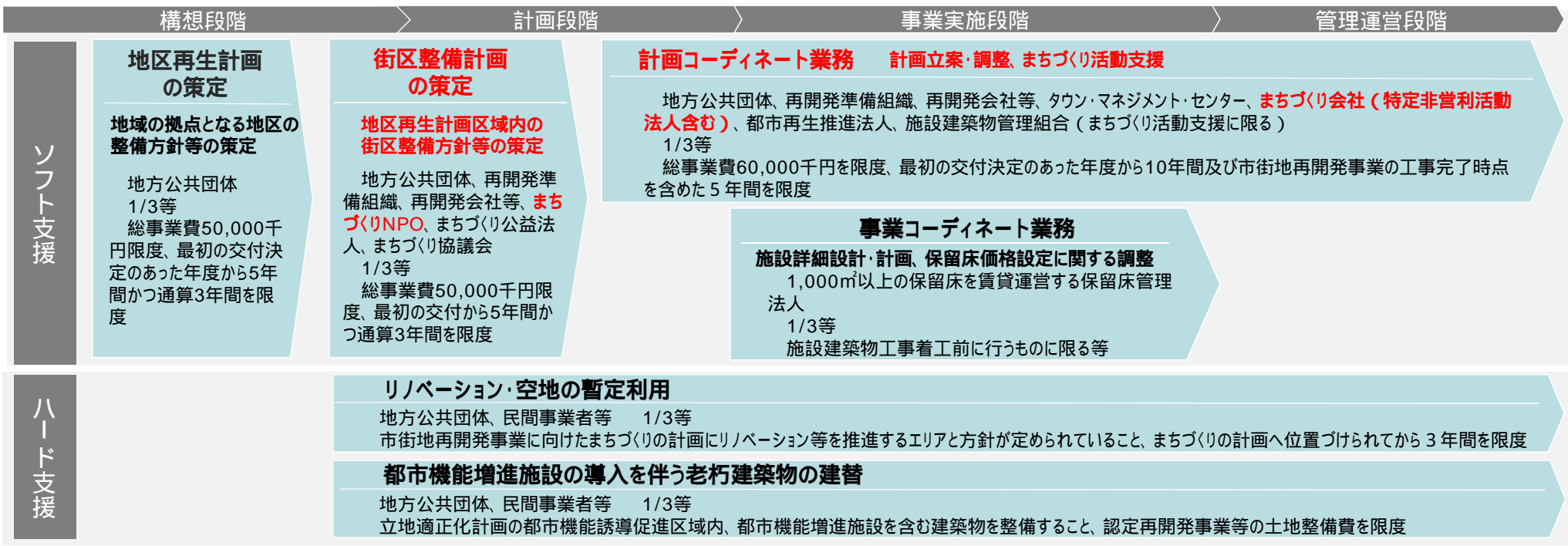
- 30年以上前に廃校となっている老朽化した小学校を、ふるさと納税を活用することで、村の交流・観光拠点として改修。



出典：昭和村観光協会HPより

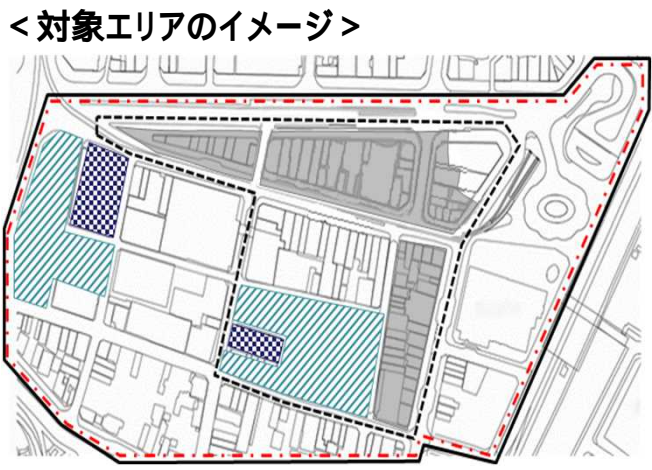
都市再開発支援事業（社会資本整備総合交付金等）

中心市街地等の地域の拠点となるエリアにおいて、市街地再開発事業等を核としたエリア全体の持続的な再生を促進するため、市街地再開発事業後の効果的なマネジメントまで見据えたソフト（計画策定・エリアマネジメント等）及びハード（リノベーション等）の取組を総合的に支援。



【凡例】 補助対象 国費率 条件

- <対象地域>** 以下のいずれかの区域
- 鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場から半径500mの範囲内（いずれもピーク時運行本数が片道3本以上を満たすものに限り。）
 - 重点密集市街地等**
 - 重点密集市街地 及びその周辺区域
 - 防災再開発促進地区 及びその周辺区域
丁丁目境から概ね500mの範囲内
 - 都市再生緊急整備地域等**
 - 都市再生緊急整備地域、再開発促進地区



- <凡例>**
- 地区再生計画の区域
 - 街区整備計画の区域
 - 再開発等を計画中の区域
 - 計画コーディネート業務の区域
 - ▨ リノベーションを推進する区域
 - ▩ 空地の暫定利用を推進する区域

都市再生整備計画事業の概要

市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。

交付対象：市町村、市町村都市再生協議会

交付率：40%（歴史的風致維持向上計画関連や脱炭素先行地域関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ）

対象事業

市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）



施行地区

次のいずれかの要件に該当する地区

【要件：コンパクトなまちづくりの推進】

市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、以下のいずれかの区域。

- (1) 市街化区域等内のうち、
鉄道・地下鉄駅 から半径1kmの範囲内 又は
バス・軌道の停留所・停車場 から半径500mの範囲内の区域
- (2) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域

ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。

- ただし、令和6年度末までに国に提出される都市再生整備計画に基づく事業に限り、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表していなくても、(1)の区域において実施可能

- 立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等（市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等）により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

【要件：市街化区域等の外側における観光等地域資源の活用】

地方公共団体において、以下のような観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域

- (1) 歴史的風致維持向上計画
- (2) 観光圏整備実施計画
- (3) 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画 等

都市構造再編集中支援事業

「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率：1 / 2（都市機能誘導区域内等）、45%（居住誘導区域内等）

対象事業

< 市町村、市町村都市再生協議会 >

都市再生整備計画に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。
市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設・基幹的誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、エリア価値向上整備事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）

【居住誘導促進事業】

住居移転支援、元地の適正管理等

< 民間事業者等 >、< 都道府県等（複数市町村が広域的な誘導施設の立地方針を定めた場合に限り。） >

都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設 及び
基幹的誘導施設（広域で利用される誘導施設）の整備

- 民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2/3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。

誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」

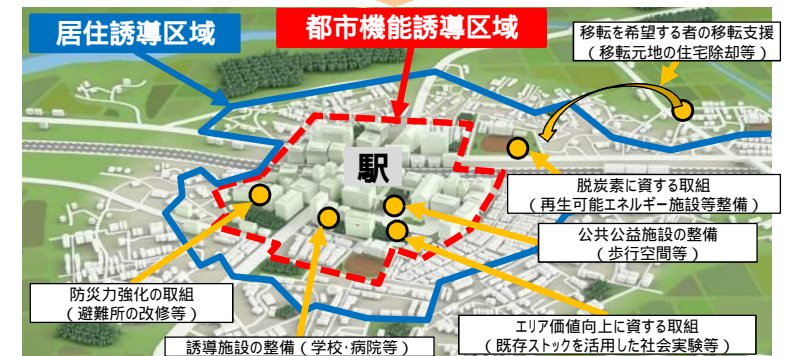
- ただし、都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村、市街化調整区域で都市計画法第34条第1号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外

その他、以下の地区においても実施可能

- ・立地適正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等
- ・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業
- ・市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備
- ・居住誘導区域面積が市街地化区域等面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、または市街化区域を市街化調整区域に編入した市町村の当該編入した市街化調整区域から、居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業

市町村が立地適正化計画を作成・公表

まちづくりの方針、都市機能誘導区域・居住誘導区域等を設定



まちづくりに必要な事業を都市再生整備計画に位置づけ

市町村が都市再生整備計画を作成・公表

都市構造再編集中支援事業による支援



都市・地域交通戦略推進事業

目的： 人口減少、少子高齢化への対応や、集約型都市構造への再編に向けたまちづくりの取組として、多様な交通モードの連携による持続可能なコンパクトシティへの展開を図る。

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援

補助対象者 1: 地方公共団体、法定協議会 2: 独立行政法人都市再生機構、都市再生推進法人、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体

1 交付金については、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等(独立行政法人都市再生機構や特定非営利活動法人等を含む)も事業実施可能
2 整備計画の作成に関する事業については、法定化を見据えた任意協議会も対象

補助率 : 1/3、1/2 (立地適正化計画に位置付けられた事業、滞在快適性等向上区域へのアクセス等に寄与する都市交通施設整備に係る事業、地区交通戦略に位置づけられた滞在快適性等向上区域等で行われる事業、脱炭素先行地域において実施する事業)



路面電車・バス等の公共交通の施設（車両を除く）



自由通路



ペDESTリアンデッキ



駅前広場



シェアサイクル設備



自転車駐車場



バリアフリー交通施設



公共交通施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等



荷捌き駐車場

P&R用駐車施設

駐車場



社会実験

交通まちづくり活動の推進



情報化基盤施設の整備

デジタルの活用に係る社会実験

まちなかウォークブル推進事業

車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業

事業主体等

【交付金】 市町村、市町村都市再生協議会 国費率：1 / 2
 【補助金】 都道府県、民間事業者等 国費率：1 / 2

施行地区

都市再生整備計画事業の施行地区、かつ、
 都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む）
 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表していない市町村に対する令和6年度末までの経過措置は対象外

対象事業

【基幹事業】

道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、滞在環境整備事業、エリア価値向上整備事業、計画策定支援事業 等

都市再生整備計画にグリーン化、デジタル技術・データの活用、子ども・子育て支援等の国が指定する「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

事業のイメージ

歩きたくなる空間の創出 Walkable

- 街路空間の再構築
- 道路・公園・広場等の整備及び既存ストックの改修・改変
- 道路の美装化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
- 滞在快適性等向上区域を下支えする周辺環境の整備（フリンジ駐車場、外周道路等の整備）

歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level

- 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放
- 1階部分のガラス張り化等の修景整備

既存ストックの多様な主体による多様な利活用 Diversity

- 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に利活用できるコミュニティハブや公開空地として開放
- 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
- 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報を発信するシステムの整備

開かれた空間の滞在環境の向上 Open

- 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファニチャー等の整備
- 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査



制度の概要

市民緑地契約、特別緑地保全地区等の土地に係る管理協定、市民緑地設置管理計画等に基づき行う施設整備で、10年以上の期間に渡って公開が継続するものについて支援

【対象都市】

緑の基本計画又は景観計画が策定済み若しくは策定中で、かつ以下の1)～4)のいずれかの都市

- 1) 特別緑地保全地区の指定等により緑の保全・創出を積極的に行っている都市
- 2) 居住誘導区域等を指定した都市
- 3) 人口10万人以上の都市
- 4) 三大都市圏の政策区域(首都圏整備法の既成市街地及び近郊整備地帯等)に含まれる都市

【対象事業】

地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人が市民緑地契約に基づき行う施設整備

地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人が管理協定に基づき行う施設整備

緑地保全・緑化推進法人又は都市再生推進法人が市町村長の認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づき行う施設整備等

【面積要件】

原則2ha以上(周辺の都市公園と一体となって2ha以上となるものを含む。)であること。ただし、以下の場合を除く。

- 1) 地域防災計画において避難地として位置付けられるなど、防災上の位置付けがあるものについては1ha以上(重点都市における事業は、0.25ha以上)
- 2) 都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域又は居住誘導区域におけるものは、0.05ha以上
- 3) 緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域におけるものについては、0.05ha以上

【交付対象施設】

園路・広場、修景施設、休憩所、門、さく、照明施設 等

【総事業費】

緑地の開設に必要な全体事業費が2億円以上(用地取得を行う場合の想定事業費及び緑地保全・緑化推進法人による施設整備費を見込むことができる) 対象都市1)及び2)を除く

【国費率】

地方公共団体: 1 / 2 (直接補助)、

緑地保全・緑化推進法人又は都市再生推進法人: 1 / 3 (間接補助)



認定市民緑地の整備イメージ

地域の歴史・文化遺産を保全・活用したまちづくりを推進するため、地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援する。



復元された金沢城公園の河北門

補助対象者

- ・地方公共団体（歴史まちづくり法第25条に基づき公園施設の整備を行う認定市町村、及び公園管理者の許可を受けて都市公園内に施設整備する公園管理者以外の地方公共団体を含む）【直接補助】
- ・公園管理者の許可を受けて都市公園内に施設整備する歴史的風致維持向上支援法人【間接補助】

交付率

- 【直接補助】施設 1 / 2、用地 1 / 3
- 【間接補助】地方公共団体が歴史的風致維持向上支援法人の補助に要する費用の 1 / 2 又は、当該施設の整備に要する全体費用の 1 / 3 のいずれか低い額

古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものが補助対象となる

(歴史まちづくり法第5条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に同法第5条第2項第3号口に掲げる事項としてその新設又は改築が定められたものに限る。)

グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水を活かした都市空間の形成を図るグリーンインフラの整備を支援することにより、都市型水害対策や都市の生産性・快適性向上等を推進する。

グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

施策の概要

事業目的

公園緑地が有する多様な機能を引き出し、戦略的に**複数の地域課題の解決を目指す**
官民連携による都市公園の整備や民間建築物又は公共公益施設の緑化を総合的に支援

事業スキーム

緑の基本計画等に基づいた**目標達成に必要なグリーンインフラの導入計画を策定**

目標と具体的に必要なグリーンインフラのイメージ

目標(例)	目標の具体的な内容	目標達成に必要なグリーンインフラ
目標 雨水流出の抑制	下水道施設への負荷軽減量	都市公園の整備 レインガーデンの整備
目標 都市の生産性向上	事業実施区域内の店舗出店数・歩行者数	建築物の緑化 芝生広場の整備
目標 暑熱対策による都市環境改善	夏季における事業実施区域内の気温低減	公共公益施設の緑化 建築物のミスト付き緑化

グリーンインフラの導入計画に基づく**官民連携の取り組みをハード・ソフト両面から支援**

支援対象

緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を3つ以上設定し、そのうち2つ以上は定量的な目標であること
 ~のうち2つ以上の事業、又は複数の事業主体で取り組むグリーンインフラ導入を支援

グリーンインフラ活用型都市構築支援事業(補助金)：民間事業者等へ補助(直接補助：1/2)
都市公園・緑地等事業(交付金)：地方公共団体へ補助(直接補助：1/2、間接補助：1/3)

ハード
 公園緑地の整備
 公共公益施設の緑化
 民間建築物の緑化(公開性があるものに限り)¹
 市民農園の整備
 既存緑地の保全利用施設の整備(防災・減災推進型²に限る)[R3拡充]
 緑化施設の整備(～の整備を併せて整備することで目標達成に資するものに限り)



ソフト
 グリーンインフラに
 関する計画策定
 整備効果の検証

¹脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500㎡以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものである場合には、一の事業主体により実施するもの及び非公開性のものも対象とする。[R4拡充]

²防災・減災推進型：防災指針、流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画と連携した取組(通常型と異なり、整備目標や内容について整合が求められる行政計画を限定)

事業実施イメージ

複数の地域課題(例)

- 課題 豪雨時に浸水する恐れがあり、総合的な治水対策が必要[浸水被害軽減]
- 課題 賑わいある空間づくりが必要[生産性向上]
- 課題 夏でも滞在できる地域の空間づくりが必要[暑熱対策]

グリーンインフラを戦略的に都市づくりに取り入れ、自然環境が有する機能を社会資本整備や土地利用等にうまく生かすことで、より効果的・効率的に持続可能で魅力ある都市づくりを進めることができる

【拠点的な市街地における事業イメージ】
 ✓働きやすく、多様な人材を呼び込む空間を創出

対象エリアのイメージ

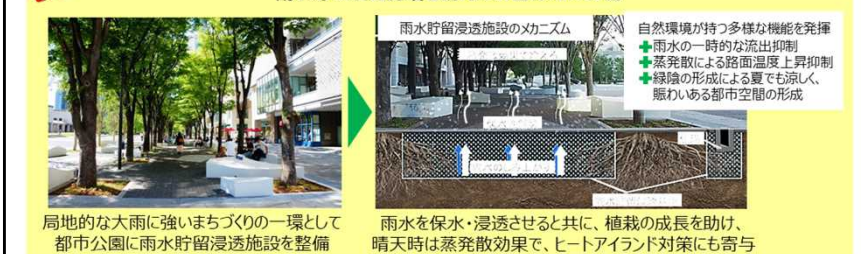


- 民間建築物の緑化
- 緑化施設(ミスト)の整備
- 公共公益施設(街路空間)の緑化

雨水を貯留しやすい
 土壌を使用したレインガーデンの整備



雨水貯留浸透施設を備えた公園緑地の整備



局地的な大雨に強いまちづくりの一環として
 都市公園に雨水貯留浸透施設を整備

雨水を保水・浸透させると共に、植栽の成長を助け、
 晴天時は蒸発散効果で、ヒートアイランド対策にも寄与

良好な都市環境の形成に資する生産緑地等の保全活用を図り、市民農園の整備を行う事業

【国費率:施設整備(園路、広場、植栽、休憩施設等)1/2、用地取得1/3】

事業要件

交付対象事業

- 分区園を主体とする都市公園(市民農園)
- 一団の農地を主体とする農体験の場となる都市公園(農業体験公園)

面積要件

原則として2,500㎡以上。ただし、

- ・都市緑地:概ね1,000㎡以上
- ・生産緑地を買取る場合(): 500㎡以上 $\left\{ \begin{array}{l} \text{生産緑地の下限面積が条例定められている場合} \\ \text{300㎡以上まで引き下げ} \end{array} \right.$

以下に掲げる場合

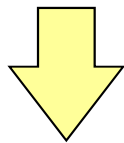
居住誘導区域外 ・ 居住誘導区域内かつ教育・防災上の位置づけ ・ 緑の基本計画上の位置づけ等



市民農園



農業体験公園



2017年度 都市緑地法改正(みどり法人の管理対象に農地が追加)

2018年度 都市農地貸借円滑化法成立(生産緑地を対象とした都市農地の貸借の円滑化)

これらを踏まえ、令和2年度より、対象となる事業を拡充

拡充内容

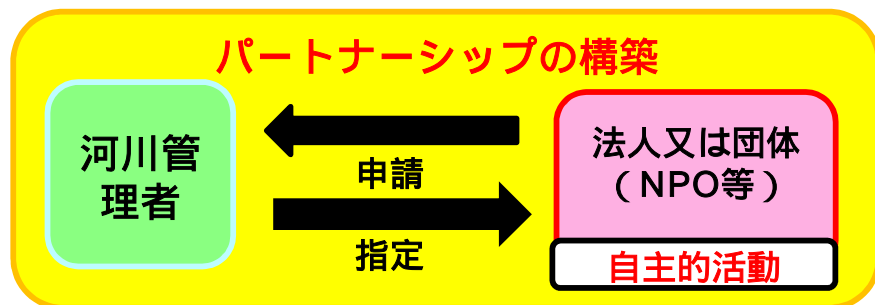
○地方公共団体及びみどり法人 が都市農地貸借円滑化法等により生産緑地を借り開設する市民農園(開設期間が10年以上にわたって継続されるもの)等を交付対象事業に追加

都市緑地法に基づき市町村が指定する法人。交付対象は地方公共団体で、みどり法人には地方公共団体から間接補助

河川協力団体の活用について

河川協力団体制度の創設 (平成25年7月11日施行)

河川管理者と自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等とがパートナーシップを結ぶもの。



河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
河川の管理に関する調査研究
河川の管理に関する知識の普及及び啓発
上記に附帯する活動



河川敷清掃



船による監視



外来種調査



安全利用講習

河川協力団体に指定されることによる、許可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなる。

〈河川法の許可等〉

- ・工事等の実施の承認 (河川法第20条)
- ・土地の占用の許可 (河川法第24条)
- ・土石以外の河川産出物の採取の許可 (河川法第25条後段)
- ・工作物の新築等の許可 (河川法第26条第1項)
- ・土地の掘削等の許可 (河川法第27条第1項)
- ・権利の譲渡の承認 (河川法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

河川法第99条に基づく河川管理施設の維持等の委託先として、河川協力団体及び一般社団法人、一般財団法人を追加

河川管理者が必要と認める場合には、河川協力団体等の団体から河川管理施設の維持等の委託を受けることが可能となる。

河川協力団体指定状況 (令和4年3月時点)

- ・全国の河川協力団体の指定数は、296団体。

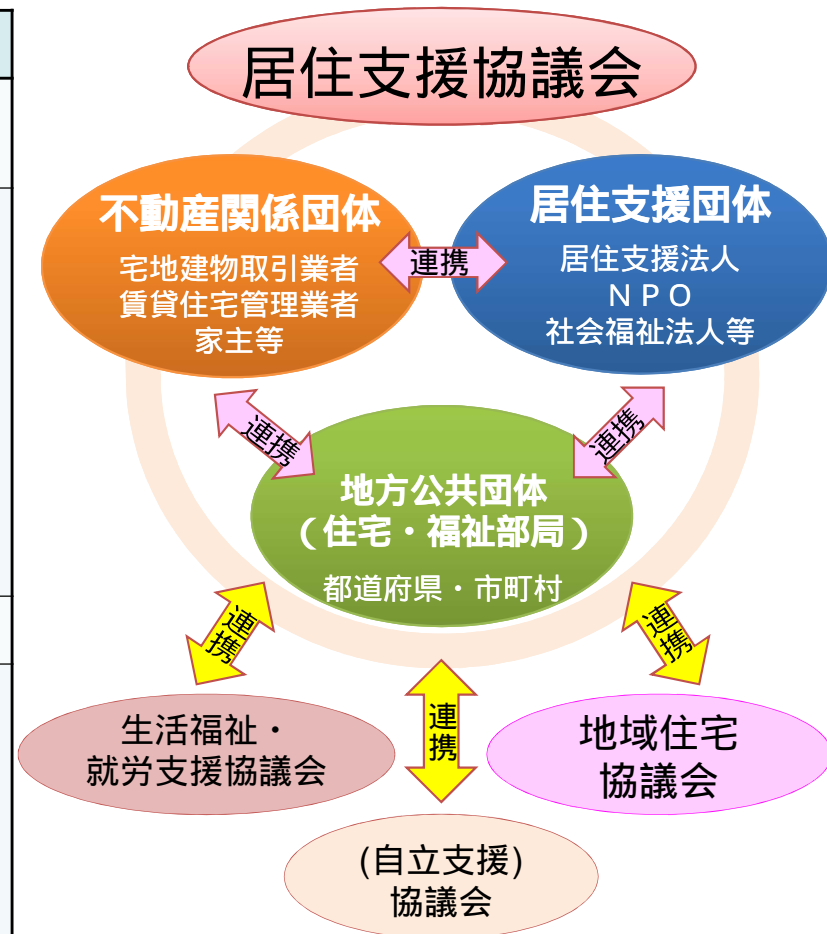


国管理河川; 287団体
都道府県管理河川; 9団体
(栃木県、東京都、三重県、鳥取県、徳島県)

居住支援協議会等への活動支援

居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して支援を行う（事業期間：令和2年度～令和6年度）

居住支援協議会等活動支援事業	
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等
補助対象事業	入居前支援（相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等） 入居中支援（見守りや生活相談、緊急時対応等） 死亡・退去時支援（家財・遺品整理や処分、死後事務委任等） セミナー・勉強会等の開催（制度や取組等の周知普及） 関係者間のネットワーク形成や拡充に資する取組み 地方公共団体において、住まいを含む総合相談窓口を設置する等、住宅・福祉の連携によるモデル的な体制を整備 等
補助率・補助限度額	定額 10,000千円/協議会等（なお、外国人の入居の円滑化に係る活動、孤独・孤立対策としての見守り等、空き家等を借りてサブリース方式で支援付きのセーフティネット住宅の運営、アウトリーチ型による入居支援、入居後支援を実施する団体との連携または賃貸借契約もしくは家賃債務保証契約における緊急連絡先の引受けを実施する場合は12,000千円/協議会等）



居住支援協議会

- ・ 地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- ・ 設立状況；120協議会（全都道府県・78市区町）が設立（R4.12.31時点）

居住支援法人

- ・ 都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等を指定
- ・ 設立状況；600者（47都道府県）が指定（R4.12.31時点）

高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境(スマートウェルネス住宅)を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット登録住宅の整備、先導的な住環境整備、子育て世帯等のための支援施設等の整備を伴う市街地再開発事業及び子どもの安全・安心に資する共同住宅の整備等に対して支援。

サービス付き高齢者向け住宅整備事業

サービス付き高齢者向け住宅の整備費に対して支援を実施

【住宅】	新築 1/10等 (上限 70・120・135万円/戸)	床面積等に応じて設定
	改修 1/3 (上限 195万円/戸等)	ZEHレベルの整備の場合は1.2倍
	既設改修 1/3 (上限 10・35万円/戸等)	

IoT技術導入工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修、止水板設置等工事 等

【高齢者生活支援施設】	新築	1/10 (上限1,000万円/施設)
	改修・既設改修	1/3 (上限1,000万円/施設)

地域交流施設等の整備

セーフティネット住宅改修事業 (住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業)

社会資本整備総合交付金等による支援も実施

既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合及びこれに子育て支援施設を併設する場合の改修費に対して支援を実施

補助率: 1/3 補助限度額: 50万円/戸 1,000万円/施設 等

対象工事: バリアフリー改修工事、耐震改修工事、共同居住用のための改修工事、間取り変更工事、「新たな日常」に対応するための工事、省エネ改修工事 等

人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業

介護予防や健康増進、多世代交流、子育て世帯への支援等を考慮した先導的な住環境整備に係る取組として選定されるものに対して支援を実施

補助率: 新築1/10、改修2/3、技術の検証等に係る費用2/3

地域生活拠点型再開発事業

子育て世帯等のための支援施設や住まいの整備を伴う市街地再開発事業等に対して、集中的・重点的に支援を実施

補助率: 国1/3 (ただし地方公共団体の補助する額の1/2以内)

補助対象: 調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費

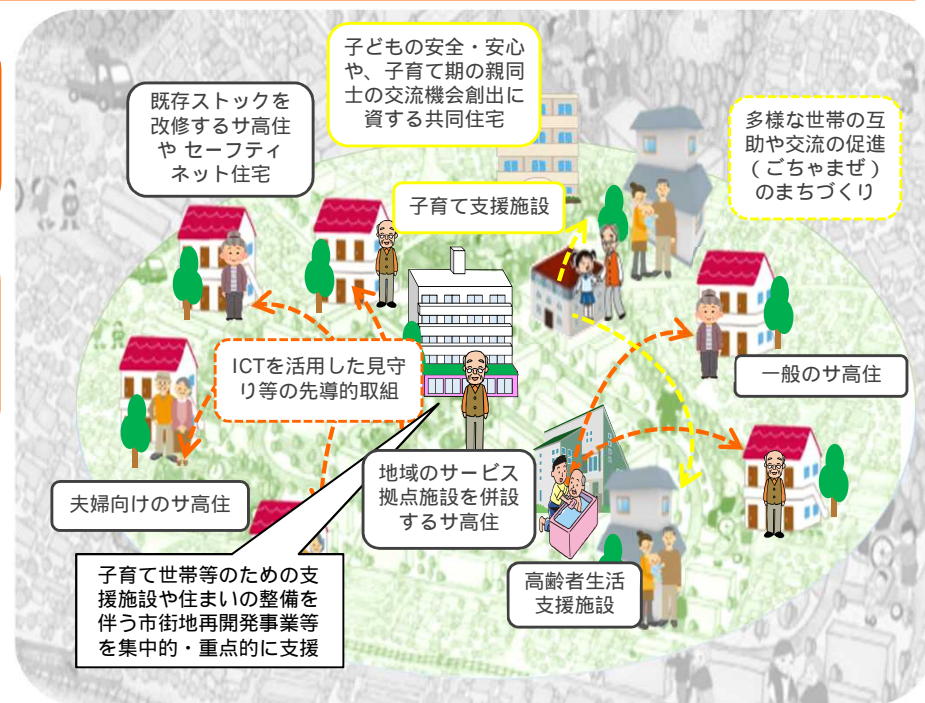
子育て支援型共同住宅推進事業

子どもの安全・安心や、子育て期の親同士の交流機会創出に資する共同住宅整備(賃貸住宅の新築・改修、分譲マンションの改修)に対して支援を実施

補助率: 「子どもの安全確保に資する設備の設置」: 新築1/10、改修1/3 (上限100万円/戸)

上記と併せて、「居住者等による交流を促す施設の設置」: 新築1/10、改修1/3 (上限500万円/戸)

賃貸住宅の新築に対する補助の際は、上記を必須とする。



< 共通事項 > 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン内」で建設された住宅のうち、3戸以上のもので、都市再生特別措置法に基づく市町村長の勧告に従わなかった旨の公表にかかるものは、原則、補助対象外

市街地再開発事業に関連する計画策定等を推進し、市街地再開発事業等の計画的かつ総合的な実施を図る。

交付対象事業

- 市街地総合再生基本計画 作成 市街地総合再生計画に従い実施される下記事業には特例措置有り
 - ・市街地再開発事業 : 地域要件適合、施行面積要件5,000㎡ 1,000㎡
 - ・優良建築物等整備事業 : 地域要件適合、施行面積要件1,000㎡ 500㎡
- コーディネート業務
 - ・計画コーディネート業務 : まちづくり活動支援、計画立案・調整 等
支援期間 : 最初の交付決定のあった年度から10年間及び工事完了時点を含めた5年間
 - ・事業コーディネート業務 : 施設詳細設計・計画に関する調整、保留床価格設定に関する調整 等
- 基本計画作成 : 都市計画決定に係る検討、施設建築物の概略計画、施設需要調査 等
- 推進計画作成 : 定款や事業の計画、権利調整の詳細の検討 等
- まちなみ形成の推進 : 良好なまちなみの形成方策等に係る検討 等
- リノベーション及び空地の暫定利用 : 市街地再開発事業の立ち上げに資するリノベーション及び空地の暫定利用支援
市街地再開発事業に向けて作成されるまちづくりの計画において位置付けられたものであること
連鎖的なりノベーション等を誘発するような取り組み(人材育成・普及啓発等)が行われること

交付要件

- 鉄道若しくは地下鉄の駅から半径1kmの範囲内又はバス若しくは軌道の停留所・停車場から半径500mの範囲、重点密集市街地等又は都市再生緊急整備地域等における以下のいずれかの地区 等
 - ・原則として面積1ha以上の地区
 - ・昭和55年以前に建築された建築物で延べ面積が1,500㎡を超えるものが2以上存在、かつ概ね1ha以上の地区
 - ・原則として、減価償却資産の耐用年数の1/3を経過した建築物が10棟以上存在し、かつ概ね5ha以上の地区

支援対象者

- 地方公共団体(直接交付)
- 再開発準備組織、再開発会社、協議会、まちづくりNPO、まちづくり公益法人等(間接交付)
計画コーディネート支援対象に、施設建築物管理組合、まちづくり会社、都市再生推進法人を追加する。

国費率

- 1/3(一定の市街地総合再生基本計画作成及び計画コーディネート業務については、1/2)
地方公共団体が実施する、以下の方針を含む場合
 - ・重点密集市街地等における公的不動産等を種地として活用した連鎖型再開発事業に係る方針
 - ・都市再生緊急整備地域等における大街区化による土地の有効高度利用事業に係る方針
 - ・都市機能誘導区域かつ中心拠点区域の区域内において誘導施設の導入を図る再開発事業の方針

既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

拠点開発型の地区要件

【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）
- ・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上）
- ・三大都市圏の既成市街地、重点供給地域、県庁所在地、一定の条件を満たす中心市街地等
- ・原則として概ね1ha以上かつ重点整備地区面積の20%以上の拠点的开发を行う区域を含む

街なか居住再生型の地区要件

【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）

【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上30ha以下（重点供給地域は概ね0.5ha以上30ha以下）
- ・一定の条件を満たす中心市街地
- ・重点整備地区で概ね50戸以上かつ10戸/ha以上の住宅整備を行う

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



コミュニティ施設の整備

(集会所、子育て支援施設等)



空き家等の活用

・空き家又は空き建築物の取得（用地費は除く。）、移転、増築、改築等



等

(交付率：1/3)

良質な住宅の供給

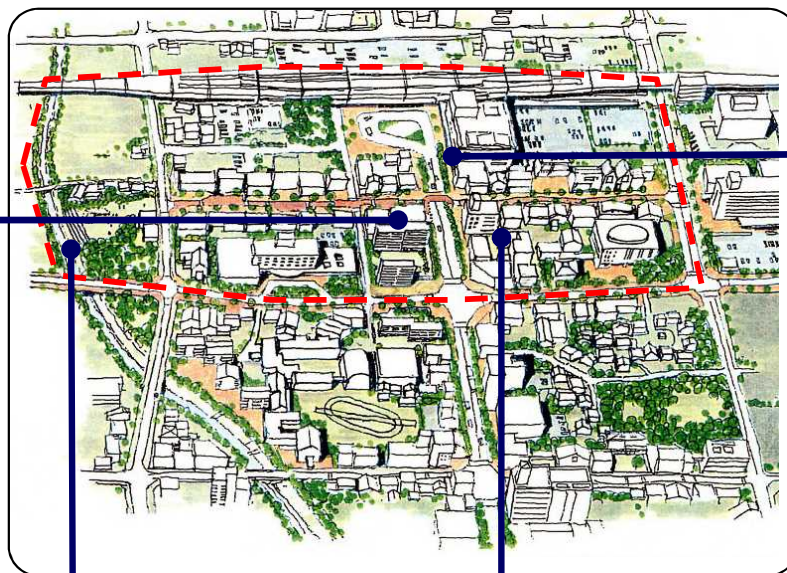
拠点開発地区における良質な住宅の供給



市街地住宅等整備事業

調査設計計画、土地整備、共同施設整備

(交付率：1/3)



事業に関連する公共施設の整備

道路・都市公園・河川等の整備

関連公共施設整備

(交付率：通常事業に準ずる)

受け皿住宅の整備

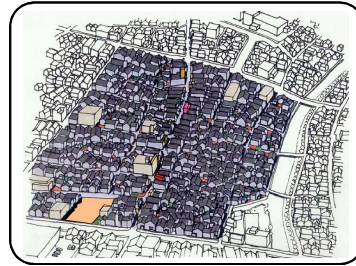
従前居住者用の受け皿住宅の整備

都市再生住宅等整備事業

調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等(交付率：1/3、1/2)

密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

- 【整備地区の要件】**
- 重点整備地区を一つ以上含む地区
 - 整備地区の面積が概ね5ha以上(重点供給地域は概ね2ha以上)
 - 原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区
- 【重点整備地区の要件】**
- 重点整備地区の面積が概ね1ha以上(重点供給地域は概ね0.5ha以上)
 - 地区内の換算老朽住宅戸数が50戸以上(重点供給地域は25戸以上)
 - 住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上



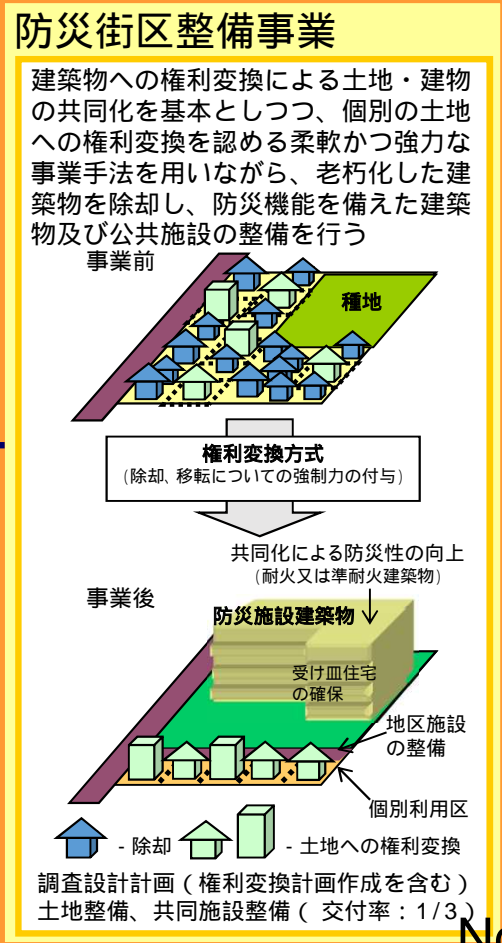
- 地区内の公共施設の整備**
- 道路・公園等の整備**
- コミュニティ施設の整備**
(集会所、子育て支援施設等)
(交付率: 1/2、1/3)

- 老朽建築物等の除却・建替え**
- 老朽建築物、空き家等の除却**
買収費、除却工事費、通損補償等
(交付率: 1/2、1/3、2/5)
- 沿道建築物の不燃化**
延焼遮断帯形成事業
一定の要件を満たす沿道建築物の外壁・開口部・屋根等の整備等(交付率: 1/3)
- 共同・協調化建替**
除却等、階段や通路等の共同施設整備、空地整備等
(交付率: 1/3)
- 防災建替え・認定建替えにより個別の建替を助成(戸建住宅にも助成)**
除却等、階段や通路等の共同施設整備、空地整備等
(交付率: 1/3)



- 事業に関連する公共施設の整備**
- 道路・都市公園・河川等の整備**
関連公共施設整備
(交付率: 通常事業に準ずる)

- 受け皿住宅の整備**
- 従前居住者用の受け皿住宅の整備**
都市再生住宅等整備事業
調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等(交付率: 1/3、1/2、2/3)



現状・課題

築40年以上のマンションは2021年末現在の116万戸から10年後には約2.2倍の249万戸、20年後には約3.7倍の425万戸となるなど、今後、老朽化や管理組合の担い手不足が顕著な高経年マンションが急増する見込み

老朽化を抑制し、周辺への危害等を防止するための維持管理の適正化や、老朽化が進み維持修繕等が困難なマンションの再生に向けた取組の強化が喫緊の課題。

事業概要

全国のマンションに共通する高経年化や区分所有者の高齢化等に伴う課題の解決を促進するため、**地方公共団体や管理組合の活動を支援する法人等によるマンションの管理適正化・再生のための先進的な活動について支援**を行い、成功事例・ノウハウの水平展開を図る。

マンションの適正な管理・再生の円滑化を図る環境を整備するため、**専門家による相談体制の整備や、制度の普及・周知等を進める事業を支援**する。

支援対象の活動内容

マンションの新たな維持管理適正化・再生推進に係るモデル事例となる事業

修繕積立金の安定的な確保に向けた法人の取組の支援 等

地方公共団体等によるマンションの管理適正化・再生推進に係る事業

マンション管理適正化推進計画の作成に向けた地方公共団体等の取組の支援 等

マンション管理・再生の専門家による相談体制等の整備に係る事業

マンション管理士等によるマンション管理計画認定等に関する相談の実施 等

マンションの管理適正化・再生推進に関する制度や取組の普及・周知等を行う事業

事業主体

管理組合の活動を支援する取組を行う法人等
地方公共団体又は地方公共団体と連携する法人等

マンション管理適正化推進計画を作成している（予定を含む）地方公共団体であること

民間事業者等

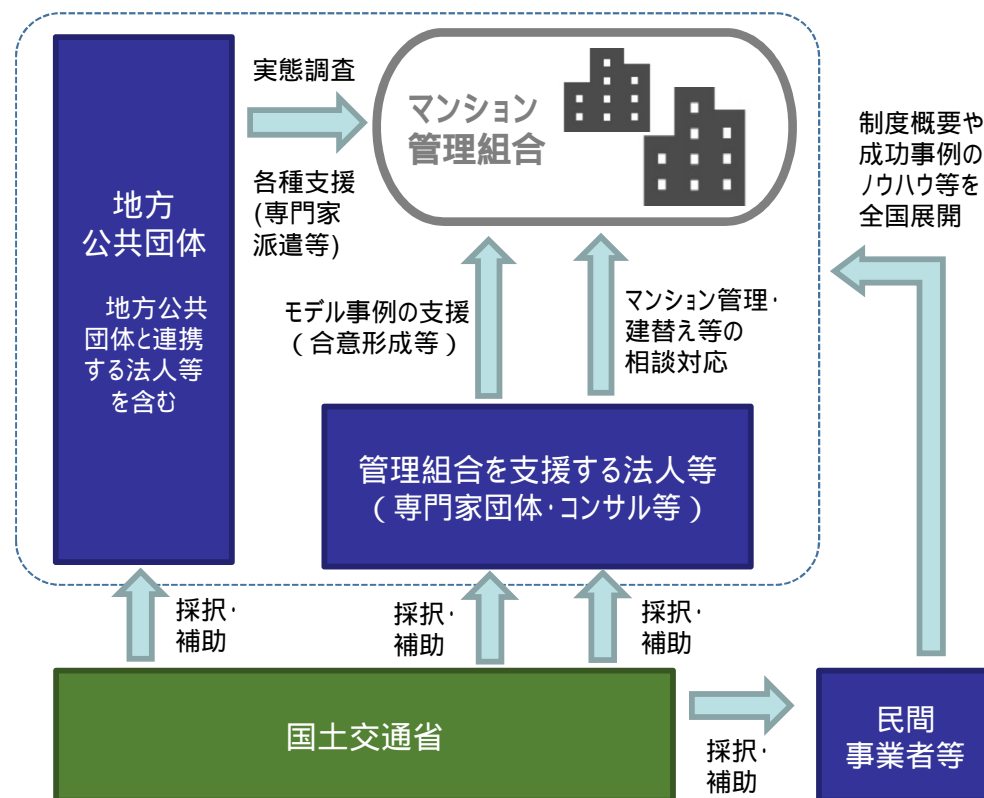
補助率

（補助率）定額
（限度額）1事業主体あたり1,000万円
複数の自治体を対象に行う場合、
1自治体あたり1,000万円/年

（補助率）定額
（限度額）1事業主体あたり1,500万円

当該事業の実施に要する経費以内の額

<事業のイメージ>



広域周遊観光促進のための観光地域支援事業等

観光庁(観光地域振興課) : 763百万円

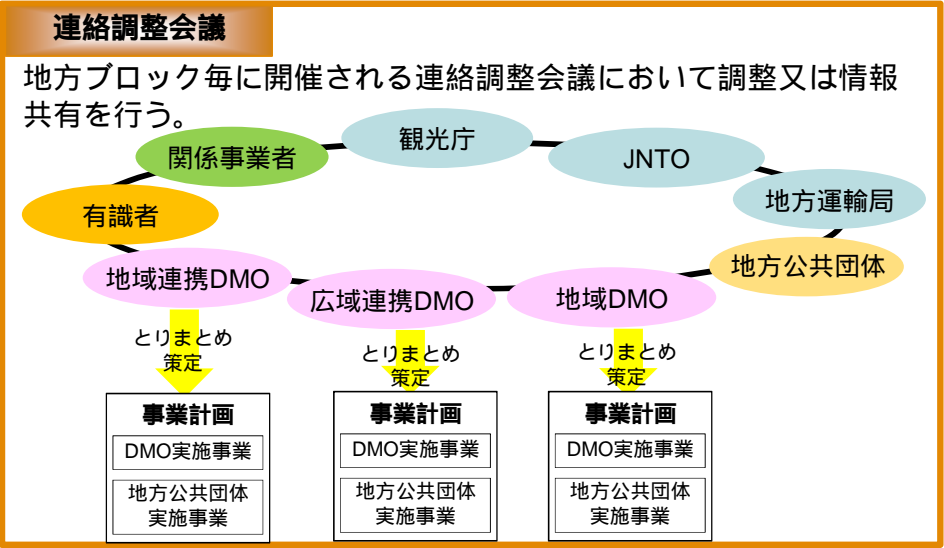
事業概要

地方部への誘客を図りつつ、旅行者の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人(DMO)が中心となり、地域が一体となっていく。調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行う。

支援制度

- ・ **補助対象事業：**
地方部への誘客を図りつつ、旅行者の各地域への周遊促進を目的とした以下の取組 先駆的DMOによる取組については支援を強化

- 調査・戦略策定
- 滞在コンテンツの充実
- 受入環境整備
- 旅行商品流通環境整備
- 情報発信・プロモーション



具体的な支援イメージ

調査・戦略策定	滞在コンテンツの充実	受入環境整備	旅行商品流通環境整備	情報発信・プロモーション
<p>データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。</p> <p>マーケティング調査</p>	<p>地方部への誘客につながる地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援。</p> <p>集落の散策</p>	<p>HP等で混雑状況の情報を提供するシステムや、観光地の案内アプリの整備等を支援。</p> <p>混雑状況の情報提供</p>	<p>旅行商品の国内外OTAへの掲載、旅行会社との商談会などを支援。</p> <p>商談会への参加</p>	<p>WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。</p> <p>WEBを活用したエリア内の魅力発信</p>

- ・ **補助対象者：**
 - 登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体 (登録DMO、地方公共団体)
 - 先駆的DMO 観光庁において選定
- ・ **補助率：**
 - ：定額(上限1,000万円)
 - ただし、先駆的DMOによる取組においては上限2,000万円
 - ～ : 事業費の1/2等